

ID: 263

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	道路管理者以外の者が行う工事の承認		
法令名称 根拠条項	道路法 第24条		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第24条の規定による。 (道路管理者以外の者の行う工事) 第24条 道路管理者以外の者は、第12条、第13条第3項、第17条第4項若しくは第6項又は第19条から第22条の2までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。 政令第3条 (道路管理者以外の者の行う軽易な道路の維持) 第3条 法第24条但書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。 道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設省道政発第49号)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日